

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病11月号

(通巻第127号)

関西労働者安全センター 1984.11.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



●紀和病院開院	1
●学習のページ こんなときどうする(5)	4
●職場つうしん	6
●振動病判決シンポジウム	7
●前線から(ニュース)	8
●健診を考える	15

10月の新聞記事から / 13

年末カンパのお願い / 14

■写真 / 開院した紀和病院

# 祝 紀和病院開院

和歌山県橋本市に新たな医療拠点！

労災職業病医療の関西における拠点作り、地域医療の充実、若手医療スタッフの育成と三つの目標を掲げた紀和病院が本格的に開院した。すでに和歌山県、奈良県からの振動病被災者の入院もふえており、また一般の地域住民の期待も大きく、スムーズなすべり出しを見せている。

## 盛大に

## 開院祝賀会

十月二〇日、病院の開院祝賀会が病院四階の運動療法室において開催され、(医)南労会運営委、紀和病院運営会議の役員をはじめ、地元労組

労住医連加盟医療機関、全林野大阪地本の近隣の各分会、また病院の中心スタッフの友人等、約一四〇名が出席し、新たな門出を祝うにふさわしい盛大なものとなった。主催者側の一人である病院運営会議議長の浜口矩一氏は「私共が長年にわたって追い求め、かつ一度は試みて暗礁にのり上げた労働者のための病院が、大阪の南労会、全林野労組の協力を得ることにより、かくも早期に実現したことは誠に感慨深い、今後は和歌山をはじめ全労働者の力と、地元住民の力を結集して育て上げていきたい」と力強い決意表明が行なわれた。また、同病院とはいわば兄弟にあたる北海道の札幌緑愛病院の岩川



院長、四国勤労病院の五島院長は、それぞれ「一丸となって厳しい環境を突破しよう」と訴え、全林野大阪地本の弘中委員長は「九・一九高松高裁における超反動判決を労働者と医療機関の強固な連帯で打ち破ろう」とのあいさつが行なわれた。

## 振動病入院患者の権利確保

### 「要求して新宮労基署と交渉」

紀和病院運営会議では九月二十六日に開催した第二回役員会において、振動病入院を受け入れていく条件整備の問題として、主として症度二（C<sub>2</sub>）被災者の冬期入院、及び入院の移送費問題について早急に決着をつけるべく労基行政との交渉を開始するとの決定を行ったが、一月二日、浜口議長、古座川山労、病院を中心として、新宮労基署との交渉が行なわれた。紀和病院は「労災指定」については現在検討中ということの

ため非指定となっているが、運営会議の申し入れに対し、当初署長は、「指定機関外での治療には問題がある」と被災者の医療選択自由を否定するかのような発言をしたが、具体的な話し合いの進展の中で、「C<sub>2</sub>被災者の入院、及び移送費全般については当該被災者の実情を主治医の意見を確認して決めたい、実質的にはまた労基局とも相談する」という合意に達し、実質的にはこちらの主張に沿う形で交渉は終わった。またこの点は一月一二日の労基局との話し合いの中でも再確認された。

## 和歌山に続き

### 「奈良からの入院始まる」

病院開設直後の二二日より、和歌山県古座川山労から六名の振動病被災者が入院し、先頭を切って治療に入ったが、一月一日には同県より九名、更に一月五日には奈良山労

十津川支部から四名が入院し、初めて奈良県からの入院が実現した。また一月一〇日には同県大塔支部からも四名の入院希望者が出されるに至り、病院が当初計画していた奈良、和歌山両県を中心とする入院治療の推進が着々と前進しているといえる。

## 地元労働組合に対し

### 「アンケート調査を実施」

病院運営会議では地元の労働組合、労働者との結びつきを強めていく活動の一環として一〇月中旬より地元アンケート調査の実施を決定、既に半数が回収されるに至っている。これまで協力を得ることができた団体は、全専売橋本支部の三五〇部をトップに、南海労組、及び南海砂利等関連労組、全通伊都支部、自治労、国労、動労全林野等一三団体に及び、その数も一五〇〇部に達した。これらの実績をもとに、地元労働

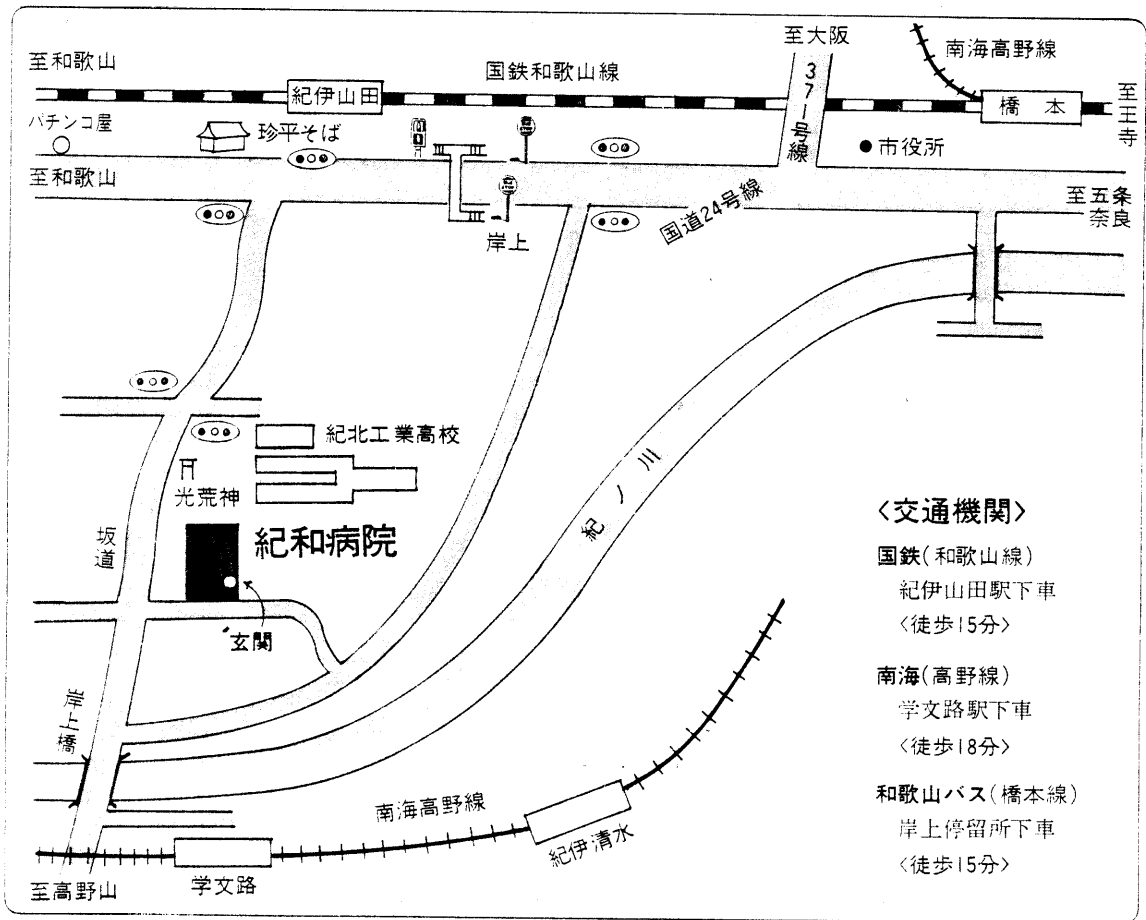
者の意見を使節連営に反映させるべく病院でも現在討議が続けられており、また地元ニュースの発行も検討されている。

## 高松高裁判決など

厳しい状況の中で

闘いを強化

病院は十一月一日の本格開院より、地元の一般外来、入院も日々増加しており、極めて順調なスタートを切っている。しかし、九・一九高松高裁判決に象徴されるように、労災治療をめぐる状況はきびしく、治療内容、被災者の諸権利、健診とあらゆる領域におけるこめつけが予想され、安全センターとしても病院とともに闘いを組織してゆく決意である。



# こんなときどうする

(5)

職場安全活動の手引き

## 労災と解雇制限問題

Aさんはタクシーの運転手ですが、ている段階で、しかも通災だからま  
勤務をあげて営業所から道路へ出よ さか会社がクビを言ってくると思  
うとした際、門柱にぶつかり頭に大 いもかけず、うろたえてしまいまし  
ケガをしてしまいました。当初会社 た。どうすればよいでしょうか。

の方へは労災でやってくれと言った

のですが、もう帰りの態勢に入っ  
いたのだから通勤災害ということ  
押し切られました。また、補償の面  
では特に不利な点はなかったの  
で

さんもそんなに気にしていなかった  
のです。しかしケガをしてから三カ  
月が経過した頃、会社は急に一新し  
いのを入れたから悪いけれど辞めて  
くれーと行って退職金と予告手当の  
三〇日分の賃金、そして三〇万円見  
舞金として持ってきました。Aさん  
はまで退院して間もなく毎日通院し

### 通災と労災は

金は一諸でも

権利が全く違う

これは療養を受ける際に通災では初  
診料として二〇〇〇日医療機関に本人  
が支払わなければならぬ(労災は  
自己負担ナシ)以外は全く変わりま  
せん。但、補償の名称は異なります。

例えば労災では休業補償給付である  
のに対し通災では休業給付と言ひ、  
労災では休業補償給付であるのに対  
し通災では障害給付となり、つまり  
「補償」という文言が通災ではなく  
なるわけです。

結論的に言えば二つしかないと思  
います。仮に話し合いで解決がつか  
なければ、通災を労災として認定し  
直すか、解雇された場合裁判で解雇  
無効を争うしかないと思ひます。そ  
の前に労災と通災の違いについては  
かなりあやふやな理解が多いため整  
理しておくこと、まず補償の違いが、  
覚えておくべきことが一つあります。

それは、労働側が要求していたのは 大切です。

「通勤も労働の一部であるから、それに伴う傷病についても労災に含めよ」ということです。それに対して経営側は「通勤と業務は別」として災害責任を負うことを拒否し、妥協案として、お金は労災と同一（支払

いも労災保険会計より）としながらも企業責任は私傷病なみという「通勤災害」制度が成立したわけです。従って、労働基準法における労災被災者への保護規定は通災には適用外という論理になるのです。

通災については次回に詳しく述べ

る予定ですが、このあたりの事情は労働者もよく知らないのと同様に、経営側も中小の場合などは特にあまりよく理解していないケースも多いのが実情です。ですから、秋闘等における労災協約の論議の中で、「通災は労災と同一の扱いとする」などという抽象的文言を何気なく入れておけばあとで生きてくることは受け

あいです。「何気なく」というのが

### 裁判でも

### 十分に聞える

Aさんのケースにもどりました。

二つの方法のうちの一つは労災として認定し直すことです。手続は簡単です。改めて以前説明した様式で労基署に申請すればいいのです。この場合、事故は会社構内ですから微妙

とはいえ十分切りかえは可能といえます。仮に首になった後でも労災として認定されれば労基法十九条の適用となり、この規定は「労災休業中の被災者は解雇してはならない」という強制規定ですから解雇は無効となり

ます。署長はその企業に「解雇を撤回するよう」に「是正勧告」を行い、それでも従

わなければ書類送検して刑事問題と

#### 労働者災害補償保険法

#### 第二節 業務災害に関する保険

#### 給付

(業務災害に関する保険給付の種類等)

第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 療養補償給付
- 二 休業補償給付
- 三 障害補償給付
- 四 遺族補償給付
- 五 葬祭料
- 六 傷病補償年金

#### 第三節 通勤災害に関する保険

#### 給付

(通勤災害に関する保険給付の種類)

第二十一条 第七条第一項第二号の通勤災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 療養給付
- 二 休業給付
- 三 障害給付
- 四 遺族給付
- 五 葬祭給付
- 六 傷病年金

#### 労働基準法

#### (解雇制限)

第十九条 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後三十日間並びに産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。但

なりません。この段階で裁判所に地位保全の仮処分を申請すれば、Aさんのような休業中の場合などは言動勝訴できると思えてきしつかえないうじょう。なお、法律的には強制的な解雇制限があるのは、労災による休業中とその後三ヶ月間だけだったとえまた毎日治療に通っていても、賃金を受けて就労して三ヶ月が過ぎている場合はこの規定は非適用となります。

しかしこんなケースや労災の後遺症で労働能力が低下したことをもって解雇された場合など、解雇の理由に労災が絡んでいるような場合は、十九条の精神に依拠して「正当な解雇」に正当な理由のない解雇「」解雇権の乱用」ということで民法上十一年争うことができ、十二ヶ月勝てると思えられます。元のAさんのケースでもう一つの方法もこれと同様に「たとえ通災であっても、会社構内に発生した事故については会社に責任の一端がある以上その休業中の解雇は無効である」という主張は十分に裁判でも通用するものです。

### 休業中

## 定年を迎えた場合はどうなるか

Aさんは当面の解雇は切り抜けましたが、症状はなかなか好転せず、少し療養が長期化してきました。そして新たな問題にぶつかったのです。Aさんはまもなく定年の三十三年になります。がやはり辞めなければならぬのかという問題です。

結論的に言えばその企業の償行で決まるといえます。仮に会社役員を兼ねて社員が退職するという状況が通常であれば、たとえ労災休業中ても解雇されることに対して「十九条をたてに争うことは難しいと思えます。しかし、いくらかの人が臨時で嘱託という形であっても定年後三年とか三年働くことがある場合は十九条をたてに解雇させないことは

し、使用者が「第八十一条の規定によつて打切補償を支払ふ場合は、その事業の地やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない」と前項但書後段の場合においては、その事由に於いて行政官の認定を受けることによつて、

### 民法

- 一 雇傭の性質、公共の福祉、職業放棄、權利濫用の禁止
  - 二 第一條、私権（公共ノ福祉ニ違反スルハ）
  - 三 權利ノ行使及義務ノ履行ハ信義及誠實ニ依リテ爲スルコトヲ要ス
  - 四 契約の成立は、自由意思によることにより、
- 第九十條 「公平良俗違反の法律行為」  
公平良俗違反の法律行為は、無効とする。

十分可能です。これらの事情は、制限をきつた臨時やパート、アルバイトなどでも一緒に、法的に契約期間中であればもちろんです。が、親戚切れを理由とした解雇であっても、実質的な償行としてくり返し雇用されるというものであれば、解雇は十九条により無効ということとなります。解雇制限については、打切り補償、傷病補償年金、リハビリ勤務中などについて次回も一回続けます。

# 職場フーリン

・全金大和鋼業支部・

## 組合員のじん肺をきびかに……

全金大和鋼業支部の職場は、鉄板の溶断等を主としている。今年五月より、組合員友長進氏のじん肺に係る労災申請のとりくみをきつかけて、粉じん職場の安全衛生へのとりくみを軸に、運動を展開してきている。

今年五月はじめ、友長氏の生活、権利の保障をかちとっていくために労災申請、会社との団交、さらにじん肺健診と作業環境測定をかちとっていくという方針が支部等関係者で決定され、五月十八日には早速会社との団交が、支部を先頭にブロック、全金本部の参加のもとに行なわれ、友長氏の労災申請への会社の協力と、健診、環境測定に関しては、関西労働者安全センターの指導で行なって

いきたいという確認がかちとられた。

友長氏の労災申請については、五月三十一日西労基署に申請し、管理区分二、続発性気管支炎の合併症でほどこなく労災認定が下された。ところが、健診と測定については、組合との確認を切りくずそうと会社が抵抗しはじめたのである。

六月になり、当初の確認にしたがって、松浦診療所健診部に見積りが依頼され、それが会社へ提出されるその裏で、会社は労基局に相談し、健診と測定機関を紹介され、「松浦の健診、測定は高い」ということを口実に、組合推薦、主導の健診、測定に強い難色を示したのである。これに対して、組合は会社と団交を重ね、全金地本、ブロック関係者、

安全センターとの内外の連携のもと、こうした会社のもくろみを押しもどし、ついに九月十八日の団交において、法律で定められた健診、環境測定を行なつてこなかった会社の怠慢を認めさせ、組合推薦の機関で行なう考えもあることを約束させたのである。その後の若干の交渉の後、健診を組合推薦の松浦診療所で行なうこと、環境測定は、次回は組合推薦の関西環境分析センターで行なうという約束のもと、今回は、労基局紹介の機関で行なうことに決まった。支部では、秋闘において、じん肺協定も併せて要求し、さらに前進していくようとしている。じん肺健診についてはすでに、レントゲン撮影（二二名）を終え、十一月二十七日に医師の診察が予定されている。たとえ少数であっても、全金大和鋼業支部はねばり強く闘いをすすめ、普及に成果をかちとってきているのである。



# 前線から

## 生野

### 腰痛被災者組合員に

### 配転強要の攻撃

### 労災申請とともに

### 闘いを強化

### 全金ヤマト産業支部

全金ヤマト産業支部のオ  
ブコンオペン

Aさんの労災を認めている  
会社に対する安全衛生上の  
アドバイスがなされた。

ところで、ヤマト産業に  
おいては組合員に対する配  
転強要という形で、攻撃が  
強められており、その中で  
以前に現場作業への応援時  
に痛めた腰痛をもつBさん  
に対して、設計部門から現  
場への配転を行ない、その  
結果腰痛が悪化し病院へは  
こはれるという事態が発生  
した。本来の設計部門での  
仕事をしたという本人の  
意志をふみにじり、会社は  
休職通知を一方的につきつ  
け、設計部門にあるBさん  
の机、いすもかたづけして  
まうという暴挙にでたので  
ある。組合はこれに対して  
会社を追及する一方、この  
件に関しては労災申請を行  
いながら闘うことに決め、  
すでに天王寺署に申請して  
いる。会社は配転問題にか  
らむため全く認めようとし  
ないという対応に出てきて  
おり、安全センターとして  
も早期認定に向け全面支  
援で取り組む決意である。

のケイワン症について、こ

ーターAさん

の天王寺署若基署は、現場  
調査とコンビュータ部門責  
任者および本人の事情聴取  
を行なった。これによって  
調査資料がほぼ出そろい最

終段階にましかかったとい  
える。一方、主治医松浦医  
師による職場見学の際には

## 岐阜

### マンガン中毒 相次いで労災申請

### 岐阜県のマンガン鉱山

辻中鉱業（東大阪市）が  
所有していた岐阜県のマン  
ガン廃止鉱山に長年働き、  
毒にかかった二名の労働者

（金村芳夫氏、福喜一氏）  
の労災申請を十月二五、二  
六日、両氏と、昔の同僚の  
マンガン中毒認定患者、安  
全センターで、高山若基署  
（金村氏）関若基署（福喜  
氏）に対して行なった。

両氏とも、一四、一五年  
間、マンガン鉱山の採掘作

業に従事し、発破、さく岩などによって発生するマンガン粉じん下の作業をつづけ、鉾山発止とともに、その作業をはなれた。その後、年を経るごとに、手のふるえ、狭い所が歩みにくい、しゃべりにくい、四肢など、マンガン中毒症状がきつくなっていたが、何が原因なのかよくわからなかったところ、マンガン中毒の認定を受けた昔の同僚からの紹介で、今年五月、松浦医師の診察を受け、マンガン中毒症との診断を受けたものである。申請時には、松浦医師による意見書も併せて提出した。

署側は、両署長が主に対

応し、一管内においては経験がないことゆえ、先例のある東大阪などにもよく聞いて、取り組みたい一と述べるにとどまった。ところかわれば、何も知らないという状況ではあるが、安全センターとしても、積極的に労基署に対して働きかけ、早期に認定をかちとつてい

きたい。また、金村氏はじん肺、幅氏は振動障害の疑いが強く、こうしたマンガン中毒症以外の鉾山労働による障害の問題、共に働いていた仲間の状況などについて今後、取り組みが必

## 学校用務員の腰痛再発

### 再審査請求公開審理始まる

公務上認定めどし万全の体制

・摂津市職

十一月七日、摂津市職学校用務員の牧野氏の腰痛再発に関する再審査請求の公開審理が東京永田区の全国町村会館にて開催され、申請人も含む五名が上京、各

々意見陳述した。機関誌でもすでに掲載したように、牧野氏は五五年三月仕事中に腰部ねんざし、一度は公災の認定を受けた。しかし一たん治療を中断後、同年

冬より症状が悪化したので再発の申請を行なったところ、五六年一月に棄却となった。そして審査請求を行なったものの、地公災基金大阪府支部審査会は一再発時の痛みは本人の退行性骨変化という素因によるものとして五九年四月これを棄却し、再審査に及んでいたものである。

同労組では再審査請求を闘うにあたり、自治労大阪府本部、安全センターとの協議を強めるとともに、代理人に大沢龍司弁護士を選任し、万全の体制をもって臨んだ。そして、争点でもある「骨変化の程度」について、その後の調査の進展の中で、「軽度であった腰痛の原因たりえないこと」「二つの腰痛は同一」との有力な鑑定意見も確保し、公務上決定獲得のために有利な条件がそろうに至って

いる。しかし、自治労中央（務上認定）の率は三百件の話によれば、再審査請求 五件（一%弱）とのことであり、予断は許されない。

## 通勤途上の急性心不全死

### 大阪労基局が棄却決定

## 野 生

予断と偏見、事実のネット造の棄却理由に抗議の申し入れ

全金協和精工支部組合員

基局中川審査官を訪れた。

であった故柁木を天氏の通勤途上の急性心不全死に関する不支給決定取り消し審査請求に対して、十月一日付をもって、大阪労基局中川繁男審査官は棄却決定を下し、十一月二日決定書を送付してきた。

これに対し、支部、全金東或生野ブロック、安全センターは意趣、十一月十三日釈明を求めため大阪労

切りの不安があるうとも、自分の努力によってそうすべきであったのに、残業をつづけたのは一自己健康管理義務違反であって本人に責任があること。③中川審査官の全くの独断と偏見で南労会新井医師の意見書を「すべて業務上と断定したものとした上、あまつさえ、「医学経験則からみてその根拠に乏しい」と決めつけたことである。

①は事実のねつ造、②は法の精神のねじまげ、③は新井医師への言とくに他ならぬ。なお、新井医師証に対して全くの予断と偏見で判断したことについては南労会より数重な申し入れがなされている。

この中川審査官の全く労働者をばかにした一確認一については、三者連名で労働者に対する申し入れがなされている。

この中川審査官の全く労働者をばかにした一確認一については、三者連名で労働者に対する申し入れがなされている。

# 第四期労災職業病闘争講座

## 全課程を終了

### のべ五〇〇名の参加、二八名の修了者

六月二二日に開講した第四期労災職業病闘争講座が十月三十一日の修了式をもって全課程を終了した。前期

六月二二日に開講した第四期労災職業病闘争講座が十月三十一日の修了式をもって全課程を終了した。前期

高松高裁判決一の批判について講演が行なわれた(詳細は機関誌一二六号参照)。本講座は四年目を数えるにもかかわらず、五(五)名を越える多くの参加者があり、これは職場における安全問題、労災職業病問題に対する関心の高さを示しているものと思われる。安全

センターとしても今後更に多くの労働者の期待に応え得るよう内容の充実した講座を通じて一人ひとりの生命と健康を守る一という立場を忘れず、より幅広い地域に労災職業病闘争の重要性を訴えていく決意である。

## 大阪

運動編、後期(医療編、計十二回の連続講座への延べ参加者は三一六名で、そのうち修了資格者(九回以上)の受講者)は二八名であった。参加団体としては、

## 和歌山

### センター運営協合宿を開催 事務局体制強化、地域相談など 活発な討議

全益、全港灣、全石油、労金、市職、市従等の各労組をはじめ、個人参加も多々みられた。

当日は、山本敬一議長のあいさつと修了証の授与、そして記念講演として奈良

一月十日から十一日にかけて、安全センターは恒例の役員合宿を和歌山県橋本市において開催、二七名が出席した。今回の最重要課題はセンター事務局体制の強化問題であり、事務局

長より、非専従活動家の結束を本格的に検討してほしいとの提案を受け、活発な討議を行った。最終的決定には至らなかったものの、当面の問題として、財政裏付け、任務分担等を明確に

したうえで、事務局の支援体制も具体的に検討に入ることとなった。その他の主な確認事項は以下の通りである。①重点地区として、此花、東大阪、東区、港、吹田を定め地域相談など活動を強化すること、②柴田出稼訴訟の事務局体制を強化し、ニュース発行、傍聴動員に力を入れていくこと、また建設関連振動症問題の調査を併せて推進すること

③公務災害研究会をスヌー  
トし言公労働者の交流を深  
ぬていくこと、④財政改善  
年末二三〇万円カンパへの  
とりくみ。

## 全港灣大阪支部安全衛生委が総会

### 学習会活動を通じ安全活動を強化

### 法改悪反対闘争の組織化も

十月二十五日、第一福祉セ  
ンター(港区)において八四  
年度全港灣大阪支部安全衛  
生委員会総会が開催された。  
開会にあたって、田中副  
委員長より今日の労働組合  
運動全般にわたる弱体化に  
つれて運動の基本である労  
働者の生命と健康を守る闘  
いがおろそかにされている  
情勢をふまえ、質上闘争の  
みでなく職場の安全衛生の

闘いを通じて運動の更なる  
発展強化をかちとろうと力  
強いあいさつが行なわれた。  
大阪支部安全衛生委員会  
は、個々の労災認定闘争は  
言うに及ばず、安全パト  
ロールの定着化、健診問題、  
あるいはじん肺闘争等にお  
いて全国の全港灣に先がけ  
て種々の闘争をとりくんで  
きた歴史をもっている。し  
かし、華川事務局長からの

活動報告、活動方針におい  
ては、最近、各分会におけ  
る安全衛生、労災職業病に  
対する意識の低下傾向がみ  
られるという厳しい指摘が  
なされ、今後、支部をあげ  
ての学習会活動等を通じて  
体制強化をはかり、更なる  
職場闘争の発展と労災法を  
はじめとする法改悪に向け  
た反対闘争の組織化の必要  
性が力説された。  
また当日は、中央本部の  
伊藤氏より港灣荷役作業の  
粉じん作業適用に関する講  
演も行なわれた。

## 東大阪

### 死亡災害を契機に

### 安全パトロールを実施

### 全金三元バルブ支部(全金東大阪地協)

十月三日、全金東大阪地  
協は柏京市にある全金三元  
バルブ支部の安全パトロー  
ルを実施、本部役員らと  
もに安全センターからは履  
本、片岡が参加した。  
同支部では今年七月に、  
旋盤に京材彫をすえつけよ  
うとしつりさげていた際に  
ワイヤーから外れて落下、  
圧死するという死亡災害が  
発生した。この事故を契機  
として組合では事故の原因  
究明とあわせて安全対策の  
強化を会社に要求していた  
が、この日のパトロールは  
その一環として行なわれた  
ものである。

パトロールは目視のみで、大まかなことしかわからなかったもの、全般に作業場が暗く危険なこと、鑄造工場を含むため、紛じん、振動工具の使用などの問題があることが多く指摘され

今後の対策の目安となったと思われる。同地協ではすべての支部でのパトロール強化と組合による安全対策の確立を方針としており、センターとしても全面的な支援協力を確認している。

## 都 京

### 関西青年医師連絡会(準)が 「第二回総会を開催」 若手医師をめぐり情勢について熱心な討論

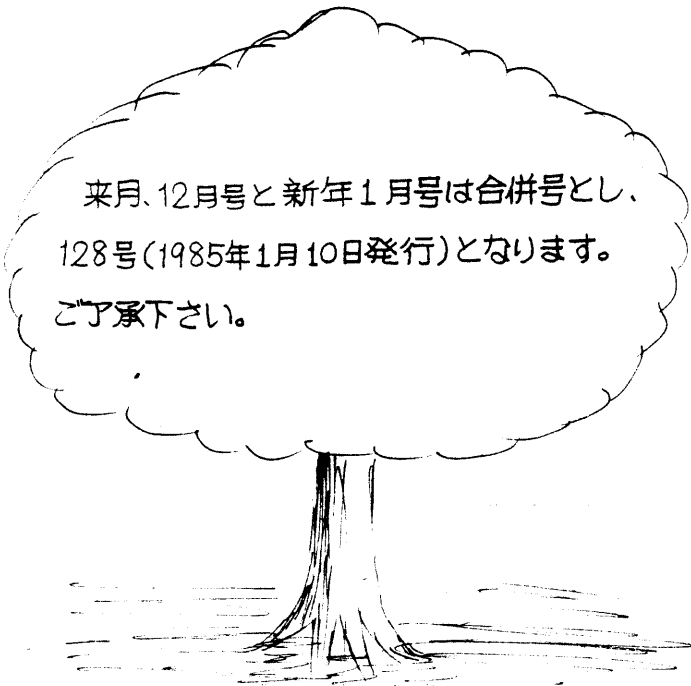
十月二八日、関西青年医師連絡会(準)の第二回総会が京都で開催された。関西青年医師連絡会(準)は、大学医学部の新卒から卒後数年以内の若手医師が結集し、医療変革の闘いの一翼を担わんと今年五月に結成されたものである。

数回開かれてきた例会で話し合われた若手医師をめぐり、情勢をふまえた情勢に関する報告と討論が行なわれ、自治労本部の中桐伸五医師が医療情勢に関して講演を行なった。参加者は約三〇名で若手医師の他、中堅医師、医学生も参加し活発な討論が行なわれた。

第二回総会は、これまで

連絡会議は、これまでフールド合宿等のとりくみを行ない各大学で自治会活動、研究会活動を進めてきた新しい世代の医師の集まりである。ゆるやかな連絡

組織ではあるが、今後の活動の発展が大いに期待できるといえよう。安全センターとしてもその活動に積極的な協力を進んでいきたいと考える。



# 一九八四年 年末カンパのお願い

各位におかれましては、年末闘争その他の諸とりくみにてお忙しいことと存じます。また日頃からの当安全センターへの御指導、御協力に對し心よりお礼申し上げます。

さて、八一年末の設立計画の提起以来、安全センターも全面協力してまいりました紀和病院も十一月一日無事開院するに至りました。わが安全センターにとつては、この新病院設立は、関西における新たな労災職業病医療の拠点であり、今後の我々の運動の發展強化に向けた一つの支柱となるものと位置づけております。

その他の活動におきましても、個々の労災認定闘争は言うに及ばず、諸労組とタイアップした健診活動、職場における安全衛生活動への援助等々、日々、山積みされた多くの課題にとりくんでおり

ます。また、八五年〜八六年をめどに政府自民党が企てている、労災保険法抜本改悪策動に對して、闘いの組織化を進めていかねばならないと決意しております。

しかし、このような積極的な運動の展開の一方では、その運動をささえるべき財政の問題が常に浮きぼりにされます。決して財政問題をおろそかにしているということではありませんが、現在は運動の發展に財政がともなわないというのが現状と言わざるを得ません。今後とも役員一同財政の健全化を目指し努力していく決意はありますが、当面は各位の御協力を頼らざるを得ない状況であり、趣旨御理解の上、八四年度年末一時金カンパへの御協力を強くお願いする次第であります。

## 十月の新聞記事から

十・一

東海道新幹線の点検作業中、電気工感電死

(東京)

十・五

北炭夕張事故で「ガス突出予見は困難」と  
前社長らを札幌地検が不起訴処分

高知白ろう病訴訟で原告側が上告

第二阪和(堺市)で観光バスなど三台三突き  
衝突乗客ら二三人ケガ

# 職場健診を考える

## 大阪労働金庫労働組合

今回は、職場健診活動の進んでいる労組の例として大阪労金労組をとり上げました。組合執行委員の井上さんに聞きました。

### ケイワンの多発が 健診強化への一歩

※ 大阪労働金庫の職場健診のこれまでの経過を聞かせて下さい。

七七年頃の大阪労金労組定期大会でケイワンを訴える組合員の声が噴出し、その頃から組合として職業病対策の取り組みを本格的に始めたと言つてよいと思います。そしてその

- 十・六 土讃線急行、踏切で立ち往生のトレーラーに衝突、脱線七人ケガ(香川)
- 十・八 東芝三重工場で機械の破片が労働者を直撃重体
- 十・一七 大阪市立図書館の電話交換手が頸肩腕障害についての業務外認定処分の取り消しを求め行政訴訟をおこす(西区)
- 十・一八 観光バスが大型トラックに追突、乗客ら十九人ケガ(宝塚)
- 十・一九 東京都目黒区が区職員労組との協議のうえでVDT作業時間について一日三時間などを含む作業ガイドラインを作成
- 十・二二 インキ製造工場で火事、作業員一人焼死
- 十・二四 じん肺による呼吸不全で死亡した元坑内員の遺族が旧常磐炭鉱を相手どり一億三千万の損害賠償をおこす
- 十・三一 八二年のダイセル化学工業(堺市)爆発死亡事故で工場長ら三人に有罪判決
- 福島原発で冷却水漏れ、四〇〇リットルが管理区域外へ流出



を策の中で、労災認定の取り組みと共に職場健診に力をさいたのがその後の健診の取り組みへの契機となっています。

その頃は、セイワンの早期発見、早期治療の体制作りとして特殊検診を大阪府二職業病センターにお願ひしていたのですが、一九八〇年になってから、定期健診と共に松浦診療所に一本化し現在に至っています。

## 健診機関の一本化で

### 統一的対策が可能に

● 健診機関を一本化したことにより、各支店の健診が一元化されました。その結果、各支店が一元化されたことにより、

以前は、十数店ある各支店ごとに近隣の病院などでそれぞれ定期健診を行ない、それとは別にセイワンの特殊検診をするという形でした。八二年から本店の健診を松浦診療所に一本化してからの、その内容は後述的

に充実したと言つてよいと思います。

まず、それまでバラバラであった健診内容を統一したことから保健衛生に関する対策が計画的に行なうことができるようになりました。そして定期健診でわかる要観察者については、後の二回のフォロー健診によつて、健康管理を一年を通して行なうというふうなことができるようになったわけですが、また、セイワンの被災者はもちろんのこと、他の病氣などにかかっても同じ松浦診療所へかよえることから、治療まで含めた統一的対策が可能になります。つまり、組合としては労金からセイワンを絶滅することを目指しているわけですから、そのため医療機関とのタイアップということとで今のところ大きな力となっているということなのです。

## 職場保健衛生委員会

### 密着した健康管理

※ そのような健診も含めた職場での健康管理については、どういふふうな運営のし方をしておられるのか、仕組みを教えてください。

保健衛生委員会という機関を労使双方で構成し、これが健診を含む安全衛生の全ての活動を推進する中心となっています。本部の保健衛生委員会は労組より執行部三名、益重側より常務を含む三名の計六名で構成し、運動を強化し始めた八〇年から、各支店にも、店長、次長、労組支部長、執行委員で構成する職場保健衛生委員会をおいています。そして職場の委員には最低でも年一回は委員会を開くことを義務付け、職場に密着した健康管理に努めています。

● 経過をお聞きしていると七二年頃のセイワン多発から取り組みの強化が始まって現在まで、かなり良いの進展が見られますが、その中で何か問題はないですか？

セイワンの被災者について、認定

争はもちろんのことですが、企業内認定の取り組みも行ない、リ病者の時間内通院、費用負担等を金庫に保障させています。しかしこうしたことが定着するにつれて、ケイワン絶滅へ向けた闘いの一環であるという視点がうすれて、企業内の保障でこたれりとする姿勢もあらわれていきます。むずかしい問題ですが、リ病者にとっては治療それ自体が闘いであり、それを組合全体が支えていくという闘いの原点を絶えず確認していくような運動を展開しなければと考えています。

## 二年に一回の

### 歯科健診も開始

※ 最近の取り組みについてうかがいたいのですが、やはり目立つのは今年夏の歯科健診ということになります。

今年から労金健保で予算化され、初めて行なうことになりました。誰でもそうでしょうが、歯を治すのは

## 歯科健診での重点は 歯グキの健康

松浦診療所歯科で労金健診を担当した青年歯科医師連絡会議大阪ブロックの井村久史氏に聞きました。

今度の労金歯科健診については、今までの虫歯を数えるだけの健診と違って、歯グキの健康により比重をおいてみました。なぜならば、三〇歳を越えると虫歯よりも歯そのうのうろろうによって抜けてしまう歯の本数の方が多くなるからです。健診結果をみてみるとやはりほとんどの人が中度以上の歯グキの腫れた部位をもっており、このままでは将来確実に歯が抜けてしまうと言っでよいでしょう。そういう

結果については、一人ひとりに報告書で指摘し、全体にも歯みがきを含む指導を行いました。

松浦診療所歯科は、産業歯科の活動を柱として地域医療の方面のとりくみも行なっています。その中に、歯科医療の様々な矛盾が突き出されており、今回の健診でも事前の個人アンケートで歯科医療への意見を書く欄をもうけました（現在の歯科医療の問題点を簡単に要約してあげてみると、①高額自費診療、②低技術歯科治療、③デタラメな保険制度、ということになります）。この点についても個人報告書で答えることにより、歯の健康について自確を持ってもらう一助になったと思っています。

痛くなってからという人が多く、労金健保の財政としても健診でお金を使っても、早期治療をうながすことによって結局出費が少なくなるといううことになり、ますます。もちろんその前に小学校のときぐらいしか見えてもらったことのない歯の健康状態を、健診によって認識してもらうというこ

とが第一ですが。それとここ数年、問題として上がっているのが成人病の問題で、歯についても今回は特に歯そのうろろうの把握に重点をおくことにしました。今後も二年に一回全員(約四百名)の歯科健診を行なうことにしています。

## 精神衛生など 「新たな課題も次々に」

※ これからの課題としてはどうい  
うことがあげられますか。

ここ数年技術革新の波は大きく、それによって金融機関の仕事の内容も大きく変化しています。そういう変化を若い世代は比較的簡単に受け入れることができますが、年令が上がるそう簡単に順応できないというところになります。そして仕事によってストレスがたまるといふことか  
らノイローゼ気味になるといふような事態も徐々にできてくるのが現状です。そういう神経症などについ

ての問題が保健衛生委員会の課題として出され続けています。毎年の安全センターの労災職業病闘争講座での「精神神経障害」に参加したり、その対策を考えているのですが、今後の大きな課題の一つだと思えます。

また、ワープロなども導入され、ブラウン管を見ながらキーを打つという作業も増えており、この対策も重要です。労金では絶対に一人の作業者に集中させないということ徹底してはいますが、今後こうした業務が増えることも考えられ、全労金近畿地連での講演会に参加したり、学習を進めているといったところで

次に、先程も述べましたが成人病の問題です。組合員の平均年齢が上昇するにつれ、定期健診結果の部位別障害をみると、肝機能障害、高血圧症、糖尿病などの成人病の比率が高くなっています。年二回のフォロ  
ー健診の他に食事指導なども行なっているのですが、なかなかこれは進

まず、毎回同じ症状のまま同じ指示を受けるといふ人が目立っています。それから、胸部レントゲン撮影ですが、今年から四〇歳未満の非喫煙者については撮影を二年に一回にすることにしました。松浦診療所に健診をお願いしてから放射線被ばく量の少ない直接撮影に切りかえたのですが、被ばくによる人体への影響を考えれば少ないにこしたことはないわけで、肺ガン慢性気管支炎の可能性が少ない四〇歳未満の非喫煙者については被ばくの害の方が大きいという判断から二年に一回としたわけです。またそういうことと関連して、全店統一の禁煙タイム(午後一時半〜三時)をもうけたり、会議中の禁煙も実施しています。

このように色々な活動を進めていますが、技術革新が進むとともにより難かしい問題が次から次へと出てくるのが現状で、組合としても闘いの内容が問われるところでは

※ どうもありがとうございました。

### 機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっております。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

### ● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
  - 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013
- (但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必  
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28